

「有事法制」関連法案の国会提出に反対し、憲法に基づく平和外交の推進を求める緊急声明

小泉純一郎総理大臣は、本年2月の施政方針演説において、いわゆる「有事法制」の関連法案を今国会に提出すると明言した。関係機関において、法案の準備作業が行われており、3月20日には、内閣官房が、与党3党に対し「武力攻撃事態における我が国の平和及び安全の確保に関する法制の整備について」と題する方針を示して、基本的合意をとりつけ、4月10日までには国会に提出するとしている。このようなときにあたり、私たちは、平和と民主主義と人権を擁護する立場にたつて法学を学び研究する民主主義科学者協会法律部会を代表して、ここに、「有事法制」関連法案の国会提出に断固として反対することを表明するものである。

「有事法制」は、「もしかしたら、どこかの国が日本を攻めてくるかもしれない」という漠然とした国民の不安感に便乗しつつ用意されている。しかし、現在の国際情勢の下で、ある国が日本のみならず武力攻撃を加え、日本のみが対応をせまられるというような事態を想定することはおよそ現実的ではない。むしろ、もし日本が外部から武力攻撃を受けるとすれば、それは米軍の軍事戦略への協力に対する報復としての可能性が高い。アメリカのブッシュ政権は、「悪の枢軸国」という仮想敵国を作り、軍事攻撃をちらつかせているが、このようなアメリカに対する軍事的支援を通じて、日本もまた、敵国を持つことになるからである。

日本は、湾岸戦争後に制定したPKO等協力を皮切りに、1999年には周辺事態法を制定し、さらに、昨年9月のいわゆる「同時多発テロ」を契機としてなされたアメリカのアフガニスタンへの報復的攻撃を全面的に支持して、「テロ対策支援特別措置法」を成立させた。これらの法律が可能としたのは、自衛隊が「日本を守る」ことではなく、他国の軍隊とともに海外で軍事活動することである。現に、「テロ対策支援特別措置法」に基づき、自衛隊はインド洋やアラビア海に派遣され「後方支援」に従事している。すでに事態は、自衛隊がアメリカ軍とともに第一線において戦闘行動を行う一歩手前まで来ているのである。

このような中での「有事法制」制定の第1の目的は、自衛隊がアメリカ軍に協力して海外で活動する国内支援体制を確保することにほかならない。したがって、今回の「有事法制」関連法案の基本的内容は、日本国内における自衛隊とアメリカ軍の行動

に対する法的制約を取り除くとともに、包括的な「国民の協力」を定め、これを罰則で支えるものとなるであろう。また、今回の法案の準備内容をみれば、「周辺事態」を模した「武力攻撃事態」という曖昧な概念が前提とされており、権限を強化される安全保障会議と閣議とでこの「事態」に対する「対処の基本方針」を決定し、総理大臣を長とする「対策本部」が「国の関係行政機関、地方公共団体等」に対してその実施の権限を行使するという手法をとろうとしており、「武力攻撃のおそれ」ありとされる段階から国民の権利規制と動員を図る法制となろう。

そもそも、このような「有事法制」は、戦争を放棄し武力による威嚇又は武力の行使を禁止した日本国憲法第9条に明らかに違反するが、そのみならず、日本国憲法の保障する基本的人権を「有事法制」の名目で大きく制約しようとするものであって、この点からも、憲法違反の批判を免れない。

日本は、戦争や武力による威嚇又は武力の行使によることなく、平和外交に徹した国際協調を推進すべき立場にある。「暴力の連鎖」ではなく「対話による紛争解決」を、という日本国憲法の平和構想の現実化への努力が、国際的にも国内的にも今ほど求められているときはない。平和外交を積極的に展開し、国民の漠然たる不安感を解消し、世界平和を築きあげることこそが、日本の現実的な選択肢である。重要なことは、アメリカの世界戦略とは一線を画し、軍事的緊張を緩和する外交政策をとることであり、「有事法制」関連法の制定はこれに逆行するものである。

私たちは、政府・与党が、憲法の原点に立ち返り、直ちに「有事法制」関連法の準備をやめ、平和外交の推進のために努力することを強く求めるものである。

2002年3月27日 民主主義科学者協会法律部会理事会